

外ぼう障害に係る障害等級の見直しの論点整理（案）

論点1：判決の趣旨を踏まえた対応

【考え方される事情等】

- ① 今回の判決は、障害等級における男女差の存在理由自体を否定することなく、男女間の等級差（5等級）を不合理とするにとどまっており、障害等級をどのように見直すのかは合理的な行政裁量に委ねられていると解される。
- ② 他方で、障害等級において男女に5等級の差を設けていることは、国の裁量権の行使の合理性が立証されていないことから、合理的な理由なく性別による差別的取扱いをするものとして憲法に違反しているとしており、国に立証責任があると判断している。

【論点整理案】

- ① 憲法第14条第1項は、性別による差別的取扱いを禁止しているところ、男女差のある取扱いを定めている障害等級表は、行政に委任された省令であり、法律ではないことから、（行政）裁量の合理性は推定されない。
- ② 国が提出した全証拠等によっても、男女差を「いささかでも合理的に説明できる根拠は見当たらない」とされた以上、男女差を設けるとした場合、当該男女差の合理性を立証することは相当に困難。

論点2：男女差を残すべきやむを得ない事情の存否

【考えられる事情等】

① 雇用均等法、男女共同参画社会基本法等の制定

- ・ 均等法の制定による、特別な理由がある場合を除く、性別を理由とする差別の禁止
- ・ 男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保

② 男女の就業実態

- ・ 国勢調査等における調査結果において、男女差の合理性を根拠付ける顕著な差が乏しい（接客等の応接を要する職業のうち特定の業種では、むしろ女性より男性が多い）。

※「教育・学習支援業」、「卸売、小売業」における女性の割合はそれぞれ48.1%、41.9%（総務省「国勢調査」より）

- ・ 女性の職場進出、結婚後も就労するという職業生活の変化

※女性の就業者数 S43 36.5%→H21 42.0%

※年齢階層別就労者数の変化

若年層（15～24歳）の就労者が減少する一方、中高年（30～59歳）の就労者の割合が増加

若年層 S43 32.9%→H21 10.3%

中高年 S43 51.0%→H21 65.1%

（総務省「労働力調査」より）

- ・ 男性でも、外ぼうを気にする職業、職種が拡大しているという実情

【論点整理案】

外ぼう障害に係る障害等級の設定について、男女差を残すべきやむを得ない事情は認められ難い。

論点3－1：外ぼう障害の労災保険における評価の在り方

○外ぼう障害の労災保険における評価の在り方

【考えられる事情等】

- ① 労災保険制度が、事業主の災害補償責任（無過失責任）に基づく補償を実施するものであることを考慮し、障害の評価について、一般的な労働能力の喪失の程度に応じた障害等級の評価を実施する必要。
- ② 外ぼう障害の評価に当たっては、上記①により、当該障害による精神的苦痛の大・小による評価は適当でない。
- ③ 外ぼう障害により眼、口、耳等に生ずる各器官における機能障害、また、労働能力の直接の喪失はないものの、外ぼう障害により生ずる将来の就業制限、職種制限、失業等の不利益に着目した障害等級の設定を行う必要。

【論点整理案】

外ぼう障害に係る障害等級の評価は、醜状の程度により評価することが適当であり、外ぼうに生じた機能障害と併せ、総合的に残存障害の等級評価すべき。

論点3－2：外ぼう障害の労災保険における評価の在り方

○男女差を解消する方向での障害等級設定の課題（観点）

【考えられる事情等】

- ① 男性を現在の女性の障害等級に引き上げることについて、他の障害と比較した場合の不均衡の発生
- ② 女性の外ぼう障害の評価を男性よりも高めていた社会的背景を考慮した障害等級設定

【論点整理案】

- ① 男性の場合も女性と同様に就業制限や職種制限、対人的な業務に影響を及ぼすことが推測されること、男性についても対的な業務等、外ぼうが影響する職種が多くなっていること等から、男性を現在の女性の障害等級に引き上げることは妥当であること
 - ② 他方、外ぼう障害のうち、例えば線状痕については、医学技術の向上により、障害の状態をかなり軽減できることから、この外ぼう障害に係る医学的知見を踏まえ、外ぼう障害の一部の障害について、障害の程度に応じた障害等級に見直すことは妥当であること
- 等を踏まえ、男女差を解消する方向で障害等級の設定を検討するとともに、外ぼう障害の障害等級について、現在の医学技術の進展等を踏まえた、新たな障害等級を設定すべき。

論点 3-3：外ぼう障害の労災保険における評価の在り方

○最も著しい外ぼう障害に係る障害等級の格付け

【考えられる事情等】

- ① 外ぼう障害に係る外科的措置等、医学技術が進歩した現状にあっても、ほとんどの外ぼう障害の醜状について、完全に傷を目立たなくすることは困難であること
- ② 外ぼう障害について、たとえ直接的な労働能力の喪失がない場合であっても、就業機会の制限や職種制限、失業等、外ぼう障害を有する者に対する不利益を考慮する必要があること
- ③ 諸外国における外ぼう障害の取扱いを見ても、多くの国で、重度の外ぼう障害の労働能力喪失率を概ね30～50%に設定していること。

【論点整理案】

上記①～③を踏まえ、外ぼう障害に係る最も重い障害を第7級に格付けすることが適当である。

論点3－4：外ぼう障害の労災保険における評価の在り方

○障害等級の段階設定の考え方

【考えられる事情等】

外ぼう障害に係る現行の障害等級表の評価については、「著しい醜状」及び「醜状」の2段階の評価を行っている現状。この障害等級の段階設定について、現行の2段階とするのか、あるいは3段階とするのかについて、検討を要するところ。

【論点整理案】

- ① 男女差を解消する方向での障害等級の設定を新たに行うこと
- ② 外ぼう障害に係る医学的技術の進歩を踏まえると、当該障害の程度をかなり軽減できる障害については、「著しい醜状」で評価することは適切ではないこと
- ③ また、上記②を踏まえ、醜状の程度に応じた適切な障害の評価を行う必要等に鑑み、「著しい醜状」、「相当な醜状」、「醜状」の3段階の評価を行うことが妥当。

【障害等級表改正案】

現 行	見直し後
女性：著しい醜状 7級	著しい醜状 7級
醜状 12級	相当な醜状 9級
男性：著しい醜状 12級	醜状 12級
醜状 14級	※いずれも男女差は設けない